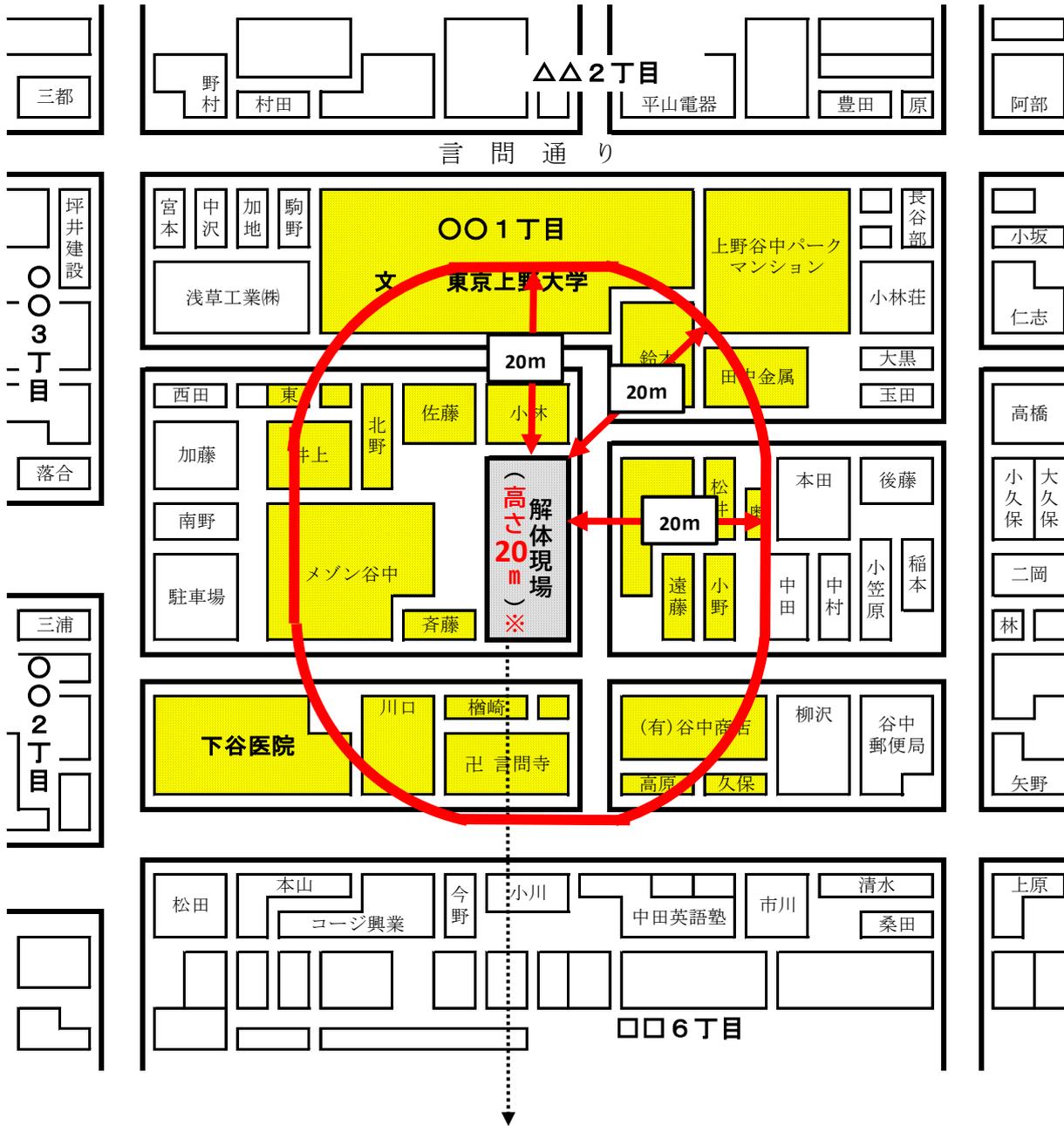


(ご参考) 近隣説明の対象範囲



【周知範囲】

解体建築物の敷地境界線から建築物の「高さ」の「水平距離」の範囲

※ 高さが10mに満たない場合は、水平距離10mと対象範囲とする。

(例1) 高さ20mの解体建築物の場合

→敷地境界線から水平距離20mが対象範囲 ※黄色の色掛け部分

(例2) 高さ8mの解体建築物の場合

→敷地境界線から水平距離10mが対象範囲